

山田町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	山田町 (山田町)	令和4年3月30日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	32.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.3 ha
③ 後継者のいる農業者の耕作面積の合計	13.7 ha
④ 後継者のいない農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
i うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
ii うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
⑤ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考) 地区内に中心経営体はいない。	

2 対象地区の課題

山田町集落は、かつては専業農家も多く、水稻栽培のほか野菜の栽培も盛んであった。現在も水稻のほか野菜の栽培がおこなわれているが、兼業農家がほとんどである。農業後継者については、集落内の4割強の農家に後継者がおらず、高齢化と後継者不足が進行している状態である。農地の状況は、全体的に丘陵地形であるため圃場整備も進んでおらず、狭小・不整形で耕作が不便であり営農の継続が難しい農地も多く、そこから一部耕作放棄や山林化が進んでいる状態である。現在耕作されている農地についても今後高齢化や農機具の不具合等で農業が継続できなくなった場合には耕作不便な農地から耕作放棄地化していくことが考えられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散してる農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(m ²) (地区内経営面積)	経営作目	経営面積(m ²)	農業を営む範囲

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

5年後の営農状況については、6割弱が営農の継続が不明や困難であるとの見込みであり、その殆どが農地の貸付意向がある。農地の貸付意向を持つ者のうち、6割強は集落内の農家に貸し付けたいとの意向である。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、現状農地を維持できない農家も出てきているが、集落の近隣の農家に作業を行ってもらうことにより、何とか農地を維持している状況である。今後さらに高齢化が進むと地域内だけで農地を維持することが難しくなることが想定される。

よって、地区内農地の利用調整を担う営農組織を検討するとともに、外部の担い手呼び寄せすることも今後想定していく必要がある。丘陵地形で狭小農地も多いため集約化を行いにくい一面はあるが、今後、農道や水路などの基盤整備、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行っていく必要がある。

○農地中間管理機構の活用方針

集落内で新たに経営体を育成、または集落外の経営体と呼び寄せてきて中心経営体に位置付ける等、中心経営体の確保を図る。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構への登録を積極的に進めていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能も活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。